

二、三質問ありテ結論ニ終リ、熱心支路ノ非難イミテ更ニ
 賠償金上ノ困ニ支路ハ和平大會未成前ニ前トスルコト
 五更ノ會費正十錢ニ更ニ二錢ヲ付テハナク、尚本
 四津限會情イミテ賠償モチウマテ必要ニ謝シテ引出スルコト
 三和限ハメーテ一限ニテ五日エリ實行スルコト

ニ各支路ハ更ニ本路費ニ二錢ニ限ヘテ日三十錢増スルコト
 一本大會ヲ裁断スルコト
 實行次第

トナユ。エツテ本家ヲ退出ス。
 今ニシテ其ノ用意ヲ盡シテハ聯合組織ノ對ハ益々緊
 要トスルノヲマユ。
 ヲ。今對ノ準備ハ益々困難ナリテハ聯合ニ費用多額ニ必
 一審裁ヘノ對出難也等スイマトキ難ハ各路ニ必要イミテ

財團法人協同會大阪支所

財團法人協同會大阪支所

趣旨ニハ賛成ナルモ、現在支部ノ狀勢トシテ更ニ二錢ノ本
 部費ヲ納入スルトキハ支部ハ全ク活動不能トナルヲ以テ、
 五月一日労働祭ノ折、金二十錢ヲ納入スルコト、シテハ如
 何ト反對シ、續イテ同支部聯合大森種市、村上宇三郎等ヨ
 リ同ニ意見ヲ述ブ。之ニ對シ本部側ヨリ澤明ヲ加ヘタルモ
 諒解スルニ至ラズ、島屋支部聯合永田孝三ヨリ本問題ハ意
 見モアルコトナレバ此席ニ於テ採決ヲ諮ラズ、一切ヲ新任
 理事會ニ一任スルコト、シテハ如何ト修正意見ヲ提出シ、
 續イテ斑部工支部聯合岡五郎ヨリ本大會席上小委員會設置
 シテ決定シタシトノ意見ヲ述べタルモ、熱心支部聯合側ハ
 飽ク迄本大會席上大衆討議ニ依リ決スベシト固持シテ譲ラ
 ズ、結局議長ハ左記三項ニ分チテ採決ヲ諮リタル結果、

- 本大會席上決スベシトスルモノ 九二
- 六二重制度撤廃案ノ件
- 小委員會ニ附託スベシトスルモノ 三二